

# 刑弁でGO!

第24回

## 裁判員裁判における認定落ち事案

刑事弁護委員会委員 竹内 明美 (61期)

平成21年11月10日起訴の殺人被告事件について、平成22年7月12日から15日にかけて、東京地方裁判所で裁判員裁判が行われた。私は、東京弁護士会の坂根真也会員（主任弁護人）とともに、捜査段階からこの事件の弁護人として活動した。

### 1 事案の概要

ある朝、自宅で、母親のAが娘の首を果物ナイフで刺したとされる事件である。娘はそのまま死亡し、Aは殺人罪で逮捕された。ニュースでは、病気の娘を介護していたAが、自らも病気になり、高額な医療費に将来を悲観して、娘を殺害したと報じられた。

逮捕された日の夜、当番弁護士として接見に行ったところ、Aは、娘を殺すつもりはもちろん、ナイフで刺すつもりもなく、ナイフは誤って刺さってしまったと述べた。2人が病気になったことは事実であったが、両者とも快方に向かっていたし、金銭的に不自由もしておらず、Aが娘を殺害する動機は皆無であった。

また、Aによると、果物ナイフを持ち出したのは、娘が突然、Aを責め、Aの両手首をつかんできたからだという。果物ナイフを見れば、娘が驚いて手を離すと思った、というのである。

本件は、殺意の有無と、正当防衛の成否を争う、否認事件であった。

### 2 捜査段階

Aは、78歳と高齢である上、事件のショックもあり、混乱している状態にあった。捜査機関に供述調書を

作成させないために、坂根会員と交替で毎日接見に行き、Aを励ました。Aは、弁護人に対しても明確な供述ができる状態にはなかったが、殺意がなかったこと、ナイフを持ち出した状況については、一貫した話をしていたため、弁面調書を作成し、Aの捜査段階の供述内容を証拠化した。

このような活動の結果、Aは、弁護人選任以降に作成された員面調書・検面調書の署名指印をすべて拒否することができた。

### 3 公判前整理手続

#### (1) 検察官の証明予定事実

Aは、殺人罪で起訴され、公判前整理手続が始まった。口論になり、被害者に両手首をつかまれたAが、離すように言っても聞かない被害者に激昂して、殺意をもって首を刺したというのが、検察官の証明予定事実であり、検察官は、殺意を推認させる間接事実として、以下のような事実を主張した。

○被害者の死因は失血死で、Aは119番通報などの行為をしていない。

○Aが実兄に電話をし、実兄が110番通報して、警察官と救急隊員が現場に赴いたところ、Aは、彼らに対して殺意をうかがわせるような言動をした。

○Aは、警察官らが来るまでの間に、ナイフを洗ったり、血の付いたカーペットを切り取ったりという、証拠隠滅ともとれる行為を行っていた。

そして、Aが逮捕日に作成した、自白の内容を含む2通の員面調書と手書きの上申書も証拠として請求された。

## (2) 弁護側の予定主張

これに対し、弁護側は、類型証拠開示請求を行い、その結果、被害者が精神面の問題を抱え、病気で入院中に神経科の治療を受けるなどしており、突然暴力的な行為を行う兆候があったという証拠を得ることができた。

また、被害者とAの仲が非常によかったという隣人の供述調書など、Aの主張を裏付ける証拠を多数得ることができた。

弁護側は、突然、被害者がおかしくなり掴みかかってきたために、自分の身を守るために近くにあった果物ナイフを手に取り、被害者の顔の前に見せたところ、被害者がナイフを奪おうとしたためもみ合いになり、そのはずみでナイフは刺さってしまったのだという予定主張を出し、殺意を否認し、正当防衛の成立を主張した。

## (3) 自白調書の任意性に関する争い

弁護側は、自白調書について任意性及び信用性を争い、捜査段階で作成した弁面調書、取調べ状況報告書（逮捕時に長時間の取調べを行ったことを示すもの）、取調べに対する抗議文などを証拠として請求した。

しかし、任意性について、裁判所から、裁判員にとってわかりにくいのではないかと、信用性を争うので十分ではないかという話があった。それでも弁護側が任意性を争う主張を撤回しない（任意性の有無は公判廷で判断すべきであるという主張をしていた）ので、裁判所は、提示命令により検察・弁護側双方の任意性に関する証拠（供述調書を含む）を出させた上で、公判前整理手続の中で、任意性ありとして、供述調書を証拠採用してしまった。公判での結果は後述のとおり信用性が否定されることとなったが、任意性の有無についてはやはり裁判員も含めて、公判廷で判断すべきであったと思う。

## 4 公判

### (1) 公判日程

公判日程は、以下のとおりであった。

(P:検察官 B:弁護人)

- 7月12日 午後 選任手続  
冒頭手続、冒頭陳述
- 7月13日 午前 甲号証取調べ  
P請求・警察官の証人尋問  
P請求・救急隊員の証人尋問  
午後 P請求・鑑定人の証人尋問  
乙号証取調べ  
弁号証取調べ  
被告人質問
- 7月14日 午前 B請求・被告人兄の証人尋問  
B請求・隣人の証人尋問  
午後 論告・弁論  
最終陳述
- 7月15日 午後 判決

### (2) 冒頭陳述

冒頭陳述は、検察側は、A3用紙にカラーで情報を図式化したペーパーを出して、その内容を読み上げる方法によって行った。弁護側は、ペーパーレスで陳述し、終了後に時系列などをまとめたA4ペーパー2枚を提出した。

検察側も、冒頭陳述において、犯行動機は被告人が語らないので不明と述べたが、弁護側にとって、被告人に被害者を殺害する動機が皆無であることが、重要な事実であった。

そこで、冒頭陳述では、動機がないこと、被告人と被害者の関係がきわめて良好であったことを強調した。

### (3) 書証調べ

証拠については、検察側、弁護側とも、公判前整理手続の中で交渉し、お互いが同意できる内容のもの

を作成していた。裁判員のために、情報量を絞り、理解しやすい内容にすることを心がけていた。

検察側の書証は、現場や凶器に関する報告書や、鑑定書、Aの供述調書などであり、弁護側の書証は、A及び被害者の病状に関する報告書や、被害者の精神的問題に関する報告書、弁面調書などであった。

弁護側の書証調べは、病状に関する報告書など、そのまま読み上げたのではわかりにくい書面もあったことから、パワーポイントを利用して、内容を丁寧に紹介する方法で行った。

#### (4) 証人尋問

証人尋問については、検察側請求証人のうち、警察官と救急隊員は、臨場した後、被告人が殺意を推認させる言動を行ったことを証言した。弁護側は、証人らの信用性を否定し、言動の存在自体を強く争うことはしなかった。むしろ、被害者にナイフが刺さって倒れてしまった後、被告人はパニック状態に陥ったという主張に結びつけるため、事件後の被告人の興奮した様子についての証言を出させようとした。

鑑定人については、検察官は、ナイフが刺さった部位だけでなく、刺さった角度や、致命傷となった傷の近くにある擦過傷などの存在を示し、意図的な刺突行為を証明しようとしていた。しかし、反対尋問において、鑑定人は、ナイフが刺さった部位が、きわめて柔らかい場所であったこと、ナイフは骨などに当たったわけでもないのに、傷の深さ5.5センチのところで止まっていることを証言した（ナイフの刃渡りは12センチであった）。

弁護側請求証人は、被告人と被害者の仲が非常によく、けんかなどをしたことはないこと、被告人は病気の被害者を気遣う、優しい母親であったことなどを証言した。

#### (5) 論告・弁論

論告において、検察官は、事前にA3用紙にカラーで情報を図式化したペーパーを配布したが、できるだ

け用紙を見ないように陳述していた。

弁論は、ペーパーレスで行い、終了後に、要点だけを記載した、A3用紙1枚の弁論メモを配布した。

弁論では、動機がないことを強調すると共に、鑑定人の尋問で出た有利な事情である、きわめて柔らかい場所に12センチのナイフが5.5センチしか入っていないことを述べた。また、被告人の自白調書については、動機が金銭であると書かれており、明らかに事実と異なると述べた。手書きの上申書も、難しい言い回しが使われていることや、きわめて日常的で平易な言葉にさえ誤字脱字が散見されることを強調し、信用性が全く認められないと主張した。その他主張についても、細かい点をあげつらうのではなく、検察側のストーリーを否定できる強い事実を絞り、被告人には殺意がなく、正当防衛が認められるのだと訴えた。

### 5 判決

裁判所は、殺意を否定し、被告人を傷害致死罪とし、懲役3年執行猶予5年の判決を言い渡した。

弁護側の弁論で指摘した内容が多く盛り込まれており、弁護側の主張が説得的に受け入れられたことを示していた。

### 6 感想

正当防衛は否定されたが、執行猶予がついたことにほっと胸をなで下ろした。任意性が認められ悔しい思いをしていた被告人の自白調書の信用性が否定されたことは、何より嬉しかった。信用性を否定する証拠として、弁護側請求の弁面調書も用いられており、捜査段階から丁寧な弁護活動をすることの重要性を実感した。

また、弁論での主張が、判決に多く取り入れられたことで、主張を絞る重要性和、裁判員に心を込めて訴えかけることがいかに大事かを悟った。